

岩手県告示第252号

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項の規定により、平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定し、平成28年度の監査報告書から適用し、私立学校振興助成法に基づく監査事項の指定（昭和53年岩手県告示第1285号）は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成28年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。